

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十七号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任外事項) 第四条の二 条例第六条第一項第十六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 条例第六条第一項第九号及び第十一号から第十四号までに掲げる県税に係る犯則事件の調査及び処分に関する事項</p> <p>(条例第七条の二の規則で定める郵便貯金銀行の営業所) 第五条の二 (略) 一 (略) 二 自動車税 県外の郵便貯金銀行の営業所ただし、自動車税を別記様式第五号の十、別記様式第六号の二、別記様式第六号の五、別記様式第七号又は別記様式第七号の二によつて納付する場合は、前号の郵便貯金銀行の営業所に限る。 三 (略)</p> <p>(納税通知書等の様式) 第六条 (略) 一 納税通知書(個人の県民税に係る納税通知書を除く。) 別記様式第五号 第五号の二の二 第五号の三 第五号の四の二 第五号の五 第五号の六の二 第五号の七 第五号の七の二 第五号の八 第五号の九 第五号の九の二 第五号の九の三 第五号の九の四 第五号の十 第五号の十の二 第五号の十二 第五号の十三 第五号の十三の二 二七 (略)</p> <p>八 県税に係る更正又は決定の通知書兼納付(納入)通知書 別記様式第十号 第十号の二 第十号の二の二 第十号の二の三 第十号の三 第十号の四</p>	<p>(委任外事項) 第四条の二 条例第六条第一項第十七号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 条例第六条第一項第九号及び第十一号から第十五号までに掲げる県税に係る犯則事件の調査及び処分に関する事項</p> <p>(条例第七条の二の規則で定める郵便貯金銀行の営業所) 第五条の二 (略) 一 (略) 二 自動車税の種別割 県外の郵便貯金銀行の営業所。ただし、自動車税の種別割を別記様式第五号の十、別記様式第六号の二、別記様式第六号の五、別記様式第七号又は別記様式第七号の二によつて納付する場合は、前号の郵便貯金銀行の営業所に限る。 三 (略)</p> <p>(納税通知書等の様式) 第六条 (略) 一 納税通知書(個人の県民税に係る納税通知書を除く。) 別記様式第五号 第五号の二の二 第五号の三 第五号の四の二 第五号の五 第五号の六の二 第五号の七 第五号の七の二 第五号の八 第五号の九 第五号の九の二 第五号の九の三 第五号の九の四 第五号の十 第五号の十の二 第五号の十一 第五号の十二 第五号の十三 第五号の十三の二 二七 (略)</p> <p>八 県税に係る更正又は決定の通知書兼納付(納入)通知書 別記様式第十号 第十号の二 第十号の二の二 第十号の二の三 第十号の三 第十号の四 第十号の五</p>

(過料処分の手続)
第十二条 知事は、条例第三十四条の四、第四十七条の三、第五十五条、第五十六条の三、第六十二条、第七十一条の五の二、第七十四条の三、第二百一十一条、第二百一十一条の三、第二百二十九条、第二百二十九条の三、第三十八條の三又は第四百四十三条の規定によつて過料を科する場合においては、別記様式第十七号による過料決定書によつて行うものとし、知事又は県税事務所長は、これに納入通知書を添えて納入義務者に交付するものとする。

第五十三条 削除

(過料処分の手続)
第十二条 知事は、条例第三十四条の四、第四十七条の三、第五十五条、第五十六条の三、第六十二条、第七十一条の五の二、第七十四条の三、第二百一十一条の六、第二百一十一条、第二百二十九条の三、第二百二十九条、第二百二十九条の三、第三百八条の三又は第四百四十三条の規定によつて過料を科する場合においては、別記様式第十七号による過料決定書によつて行うものとし、知事又は県税事務所長は、これに納入通知書を添えて納入義務者に交付するものとする。

1 (自動車税の環境性能割の修正申告書の様式)
第五十三条 法第六十一条第二項の規定による修正申告は、別記様式第七十九号による自動車税環境性能割修正申告書によつてしなければならない。

1 (自動車税の環境性能割の徴収猶予等の手続)
第五十三条の二 条例第一百四十七条第一項に規定する申告書の様式は、別記様式第七十九号の二のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申告書を受理した場合、その処分を決定し、猶予することとしたときは別記様式第七十九号の三による自動車税環境性能割徴収猶予通知書によつて、猶予しないこととしたときは別記様式第十六号の七による徴収猶予(期間延長)不承認通知書によつて、これを通知するものとする。
3 知事は、法第六十四条第四項の規定により徴収猶予を取り消したときは、別記様式第七十九号の四による自動車税環境性能割徴収猶予取消し通知書によつて、これを通知するものとする。

(自動車税の環境性能割の納付義務の免除又は還付の手続)
第五十三条の三 知事は、法第六十四条第二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予した場合において、同条第一項の規定に該当することとなつたとき又は当該徴収猶予期間が満了したときは、別記様式第七十九号の五による自動車税環境性能割納付義務免除(の納付義務を免除しない旨の)通知書によつて、当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

2 条例第一百四十七条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十九号の六のとおりとする。
3 知事は、前項の規定による申請書を受理し

た場合は、その処分を決定し、別記様式第七十九号の七による自動車税環境性能割還付（を還付しない旨の）通知書によつて、これを通知するものとする。

4 条例第百十四条の八に規定する申請書の様式は、別記様式第七十九号の八のとおりとする。

5 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、納付義務を免除又は還付することとしたときは別記様式第七十九号の九による自動車税環境性能割納付義務免除（還付）通知書によつて、納付義務の免除又は還付をしないこととしたときは別記様式第七十九号の十による自動車税環境性能割の納付義務を免除（を還付）しない旨の通知書によつて、これを通知するものとする。

（自動車税の環境性能割に係る徴収金の滞納処分）

第五十三条の四 自動車税の環境性能割に係る徴収金の滞納処分は、県内に住所を有する滞納者については、当該住所を管轄する県税事務所に勤務する徴税吏員が行い、県外に住所を有する滞納者については、総務局税務課に勤務する徴税吏員が行うものとする。

（自動車税の種別割等に係る月割賦課の税額算出の方法）

第五十四条 自動車税の種別割及び鉦区税の納税義務の発生又は消滅による月割賦課の税額は、その年度分の税額に賦課すべき月数を乗じて得た額を十二で除して算出するものとする。

（所有権留保自動車の売主に対する報告請求等）

第五十四条の三 県税事務所長は、条例第百二十条の二の規定による請求をする場合には、別記様式第八十号の三による所有権留保自動車に係る自動車税の種別割の賦課徴収に関する報告請求書によつてするものとする。

2 法第百四十七条第一項に規定する自動車の売主は、前項の請求書の送付を受けた場合には、当該請求書によつて指定された期日までに、別記様式第八十号の四による所有権留保自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

（自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手続等）

第五十四条の四 条例第百二十一条の四の規定によつて申告書を提出しようとする者は、法第十一条の十第二項に規定する事実の発生したことを知った日から三十日以内に、別記様

（自動車税等に係る月割賦課の税額算出の方法）

第五十四条 自動車税及び鉦区税の納税義務の発生又は消滅による月割賦課の税額は、その年度分の税額に賦課すべき月数を乗じて得た額を十二で除して算出するものとする。

（所有権留保自動車の売主に対する報告請求等）

第五十四条の三 県税事務所長は、条例第百二十条の二の規定による請求をする場合には、別記様式第八十号の三による所有権留保自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告請求書によつてするものとする。

2 法第百四十七条第一項に規定する自動車の売主は、前項の請求書の送付を受けた場合には、当該請求書によつて指定された期日までに、別記様式第八十号の四による所有権留保自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

（自動車税の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手続等）

第五十四条の四 条例第百二十一条の四の規定によつて申告書を提出しようとする者は、法第十一条の十第二項に規定する事実の発生したことを知った日から三十日以内に、別記様

式第八十号の五による自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書に納付義務の免除を受けようとする理由を証するに足りる書類を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の申告書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第八十号の六による自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除承認（不承認）通知書によって通知するものとする。

（自動車税に係る証明書の交付手続）

第五十五条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第九十七条の二の規定によつて自動車税を滞納していないこと又は法第四百四十八条第一項若しくは第三項、条例第四百十三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税を免除されていること若しくは滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を受けようとするときは、別記様式第八十一号による自動車税納税証明書交付申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて申請した者が自動車税を滞納していない場合において、条例第二百二十二条の規定によつて当該申請者に交付する証明書又は法第四百四十八条第一項若しくは第三項、条例第四百十三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税を免除されている場合若しくは滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があると認められる場合において、当該申請者に交付する証明書の様式は、別記様式第八十二号による自動車税納税証明書のとおりとす。

3 前二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、別記様式第五号の八若しくは別記様式第五号の十による自動車税の納税通知書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないとき、又は別記様式第六号の二による自動車税の納付書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税について二か年度分以上の滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の二又は別記様式第八十二号の三による自動車税納税証明書を納税者に交付するものとする。ただし、当該書面が必要でないこと認められる場合においては、この限りでない。

式第八十号の五による自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書に納付義務の免除を受けようとする理由を証するに足りる書類を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の申告書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第八十号の六による自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認（不承認）通知書によって通知するものとする。

（自動車税の種別割に係る証明書の交付手続）

第五十五条 自動車税の種別割の納税義務者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第九十七条の二の規定によつて自動車税の種別割を滞納していないこと又は法第四百四十八条第一項若しくは第三項、条例第四百十三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税を免除されていること若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を受けようとするときは、別記様式第八十一号による自動車税種別割納税証明書交付申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて申請した者が自動車税の種別割を滞納していない場合において、条例第二百二十二条の規定によつて当該申請者に交付する証明書又は法第四百四十八条第一項若しくは第三項、条例第四百十三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を免除されている場合若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由があると認められる場合において、当該申請者に交付する証明書の様式は、別記様式第八十二号による自動車税種別割納税証明書のとおりとす。

3 前二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、別記様式第五号の八若しくは別記様式第五号の十による自動車税の種別割の納税通知書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税の種別割について現に滞納がないとき、又は別記様式第六号の二による自動車税の種別割の納付書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税の種別割について二か年度分以上の滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の種別割の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の二又は別記様式第八十二号の三による自動車税種別割納税証明書を納税者に交付するものとする。ただし、当該書面が必要でないこと認められる場合においては、この限り

5 4 (略)
第一項及び第二項の規定による場合のほか、
県税事務所長は、第十四条の規定によつて自
動車税が減免された場合には、同条第二項の
県税減免決定通知書を納税者に交付する際に、
当該自動車に係る自動車税について現に滞納
がないときに限り、道路運送車両法第九十七
条の二の規定によつて提示する当該自動車に
ついて自動車税の滞納がないことを証する書
面として、別記様式第八十二号の四又は別記
様式第八十二号の五の三による自動車税納税
証明書を納税者に交付するものとする。

附 則

(贈与により農地等を取得した場合の不動産
取得税の特例)
第四条 法附則第十二条第一項の規定の適用を
受けようとする者が施行令附則第九条の第三
二項の規定によつて提出する申請書の様式は、
附則別記様式第一号のとおりとする。
2 10 (略)
11 施行令附則第九条の三第十六項の規定によ
り、施行規則附則第四条第十項に定める者が
提出する届出書の様式は、附則別記様式第十
号のとおりとする。

5 4 (略)
でない。
第一項及び第二項の規定による場合のほか、
県税事務所長は、第十四条の規定によつて自
動車税の種別割が減免された場合には、同条
第二項の県税減免決定通知書を納税者に交付
する際に、当該自動車に係る自動車税の種別
割について現に滞納がないときに限り、道路
運送車両法第九十七条の二の規定によつて提
示する当該自動車について自動車税の種別割
の滞納がないことを証する書面として、別記
様式第八十二号の四又は別記様式第八十二号
の五の三による自動車税種別割納税証明書を
納税者に交付するものとする。

附 則

(贈与により農地等を取得した場合の不動産
取得税の特例)
第四条 法附則第十二条第一項の規定の適用を
受けようとする者が施行令附則第十条第二項
の規定によつて提出する申請書の様式は、附
則別記様式第一号のとおりとする。
2 10 (略)
11 施行令附則第十条第十六項の規定により、
施行規則附則第四条第十項に定める者が提出
する届出書の様式は、附則別記様式第十号の
とおりとする。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自
動車等の取得に係る自動車税の環境性能割の
還付の手続)
第五条 条例附則第十八条の二の三第三項に規
定する申請書の様式は、附則別記様式第十
一号のとおりとする。
2 知事は、前項の規定による申請書を受理し
た場合は、その処分を決定し、附則別記様式
第十二号による自動車税環境性能割還付(を
還付をしない旨の)通知書によつて、これを
通知するものとする。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自
動車等に係る自動車税の種別割の還付の手続)
第六条 条例附則第十八条の三の三第三項に規
定する申請書の様式は、附則別記様式第十
三号のとおりとする。
2 知事は、前項の規定による申請書を受理し
た場合は、その処分を決定し、附則別記様式
第十四号による自動車税種別割還付(を還付
をしない旨の)通知書によつて、これを通知
するものとする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の手
続)

第七條 法附則第二十九條の九、第二十九條の十二及び第二十九條の十三の規定により、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収等の例によるものとされる軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等を使用する様式は、別記様式第十号の五、別記様式第七十九号の二から別記様式第七十九号の十までの様式によるものとする。この場合において、様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替えるものとする。

2 法附則第二十九條の十の規定により、当分の間、知事が行うものとされる軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務に使用する様式は、附則別記様式第十五号から附則別記様式第十七号までの様式のとおりとする。

3 法附則第二十九條の十一の規定により、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例によるものとされる軽自動車税の環境性能割の申告又は報告に使用する様式は、地方税法施行規則第三十三号の四様式及び附則別記様式第十八号によるものとする。この場合において、地方税法施行規則第三十三号の四様式中「市町村長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告)

第八條 知事は、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を附則別記様式第十九号の様式により、定置場所在の市町長に報告するものとする。

(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の環境性能割の還付の手続)

第九條 法附則第五十七條第四項の規定により、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金について、還付を受けようとする者が提出する申請書の様式は附則別記様式第二十号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、附則別記様式第二十一号による軽自動車税環境性能割還付(を還付をしない旨の)通知書によつて、これを通知するものとする。

附則別記様式第一号中「附則第十條第二項」を「附則第九條の三第二項」に改める。
附則別記様式第十号中「附則第十條第十六項」を「附則第九條の三第十六項」に改める。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>附則別記様式第11号 (附則第 5 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第12号 (附則第 5 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第13号 (附則第 6 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第14号 (附則第 6 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第15号 (附則第 7 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第16号 (附則第 7 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第17号 (附則第 7 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第18号 (附則第 7 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第19号 (附則第 8 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第20号 (附則第 9 条関係)</u></p> <p><u>附則別記様式第21号 (附則第 9 条関係)</u></p>

別記様式第五号の二の二を次のように改める。

様式第5号の2の2 (第6条関係)

(表)

広島県 個人事業税領収済通知書 (公)									
加入者名	口座記号番号	合計金額		円					
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分						
納期限	年 月 日	賦課年度	県税	賦課番号	所得内訳	期別			
延滞金額		円	合計金額	円	領 収 日 付 印				
納組コード		金融機関コード			納 税 者 様 (住所等非表示払込書) コンビニ収納用 (ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、譲取りができないものは金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。収納代行				
主管所名		広島県 県税事務所							
取りまとめ店									
広島県 納付書 (公)									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
賦課番号									
賦課年度									
納期限									
税 額									
延滞金額									
合計金額									
納税者									
領 収 日 付 印									
主管所名									
備 考									
金融機関/郵便局保管 コンビニ等店舗控									
裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。									
広島県 個人事業税納税通知書兼領収証書 (公)									
賦課年度	所得内訳	事業種別	賦課番号	納税通知書番号					
年度	年分	第 種							
切 り 取 ら な い で お 出 し く だ さ い 。									
納 税 者 様									
課税標準額	税率	年税額	期別	税 額					
1期納期	100	円	1期	税 額					
年 月 日から		1期納付額		延滞金額					
年 月 日まで		円		合計金額					
2期納期		円							
年 月 日から		2期納付額							
年 月 日まで		円							
納 付 場 所 裏 面 に 記 載									
上記の金額を納期限までに納付してください。									
年 月 日									
広島県 県税事務所長									
収入印紙不要									
納税者保管									

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
また、この処分の取消しをを求める訴えは審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、判決を経た後は、その判決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しをを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納
付
場
所

別記様式第五号の四の二を次のように改める。

様式第5号の4の2（第6条関係）

(表)

広島県 個人事業税領収済通知書 ㉔ ㉕										
加入者名	口座記号番号			合計金額						円
収納機関番号	納付番号			確認番号		納付区分				
納期限	年	月	日	賦課年度	県税	賦課番号	所得内訳	期別		
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼										
延滞金額	円			合計金額	円					領収日付印
納組コード	金融機関コード									
納税者 (住所等非表示払込書)	様									
コンビニ収納用	<small>(ご注意)</small> バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行									
主管所名	広島県	県税事務所								
取りまとめ店										

広島県 納付書 ㉔									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
賦課番号									
賦課年度	期別								
納期限	年	月	日						
切り取らないでお出しください。									
税額	円								
延滞金額	円								
合計金額	円								
納税者	様								
主管所名	広島県	県税事務所							
備考									
<small>金融機関/郵便局保管 コンビニ等店補控</small>									

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。									
広島県 個人事業税納税通知書兼領収証書 ㉔									
賦課年度	所得内訳	事業種別	賦課番号	納税通知書番号					
年度	年分	第種							
様									
切り取らないでお出しください。									
当初課税標準額	円	税率	当初年税額①	円	期別	税額	円	延滞金額	円
		100			随時				
更正課税標準額	円	税率	更正年税額②	円		合計金額	円		
		100							
更正があった場合の差引課税額 ② - ①									
納付場所	納期	年 月 日から 年 月 日まで							
裏面に記載									
上記の金額を納期限までに納付してください。									
年 月 日									
広島県 県税事務所長									
<small>◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。 収納代行</small>									
上記の金額を領収しました。									
領収日付印									
収入印紙不要									
<small>納税者保管</small>									

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
また、この処分の取消しをを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しをを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納
付
場
所

別記様式第五号の六の二を次のように改める。

様式第5号の6の2 (第6条関係)

(表)

広島県 不動産取得税領収済通知書 <small>el</small> <small>公</small>												
加入者名	口座記号番号			合計金額							円	
収納機関番号	納付番号		確認番号			納付区分						
納期限	年	月	日	賦課年度	県税	賦課番号						
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼												
延滞金額	円	合計金額	円									領収日付印
納税者	(住所等非表示払込書)										様	
コンビニ収納用	<small>(ご注意)</small> バーコードがないもの(30万円超)、換取ができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。										収納代行 広島県保管/コンビニ等本部控	
主管所名	広島県	県税事務所										
取りまとめ店												

広島県 納付書 <small>公</small>	
口座記号番号	
加入者名	
納付番号	
確認番号	納付区分
賦課番号	
賦課年度	
納期限	年 月 日
税 額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納税者	様
領収日付印	
主管所名	広島県 県税事務所
備考	
<small>金融機関/郵便局保管 コンビニ等店舗控</small>	

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。											
広島県 不動産取得税納税通知書兼領収証書 <small>公</small>											
賦課年度	納期限	年	月	日	賦課番号						納税通知書番号
切取らないうちへお出してください。											
様											
取得した不動産の表示	取得年月日	取得原因	地目 (構造・用途)								
地積(延床面積)	平方メートル	価 格	円	税 額	円						
持 分	税 率	控 除 額	円	延滞金額	円						
不動産の所在地		課税標準額	円	合計金額	円						
上記の金額を領収しました。											
領収日付印											
上記の金額を納期限までに納付してください。											
年 月 日											
広島県 県税事務所長											
<small>◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。</small>											
収納代行											
収入印紙不要											
<small>納税者保管</small>											

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
また、この処分の取消しをを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しをを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

別記様式第五号の八を次のように改める。

様式第5号の8 (第6条関係)

(表)

広島県 自動車税領収済通知書 ㊤ ㊦										
加入者名	口座記号番号			合計金額		円				
収納機関番号	納付番号		確認番号		納付区分					
賦課年度	納期限		年	月	日	登録番号				
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼										
延滞金額	円		合計金額		円		領収日付印			
納税者	(住所等非表示払込書)									
コンビニ収納用	<small>(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、誤取りができないもの又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。収納代行</small>									
主管所名	広島県 県税事務所		広島県保管/コンビニ等本部控 領収日付印							
取りまとめ店										

広島県 納付書 ㊦									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
確認番号					納付区分				
賦課年度									
納期限									
年 月 日									
登録番号									
納税者									
様									
税額									
円									
延滞金額									
円									
合計金額									
円									
主管所名					領収日付印				
広島県 県税事務所									
備考									
金融機関/郵便局保管 コンビニ等店舗控									

広島県 自動車税納税通知書兼領収証書 ㊦											
賦課年度	課税標準(登録番号)		納税通知書番号								
様											
切り取らないでお出しください。											
納期限											
年 月 日											
税額		円		延滞金額		円		合計金額		円	
上記の税額を納期限までに納入してください。										上記の金額を領収しました。	
年 月 日										領収日付印	
広島県 県税事務所長										収入印紙不要	
お問合せ先		広島県 県税事務所									
		電話									
◎裏面をお読みください。◎金額を訂正すると納付できません。収納代行											

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この自動車税は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、判決を経た後は、その判決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しをを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 4月1日から同月30日までに抹消登録をされた場合は、月割計算の上後日改めて納付書を送付しますから、その納付書によつて納付してください。

納
付
場
所

別記様式第五号の九から別記様式第五号の九の四までの様式中「自動車税種別割税率通知書」を「自動車税種別割税率通知書」に、「自動車税種別割率」を「自動車税」に改める。

別記様式第五号の十中「自動車税種別割率」を「自動車税」に改める。

別記様式第五号の十の二を次のように改める。

様式第5号の10の2 (第6条関係)

(表)

広島県 領収済通知書 ㊦ ㊧												
加入者名	口座記号番号			合計金額							円	
収納機関番号	納付番号			確認番号		納付区分						
納期限	年	月	日	賦課年度	課税標準 (登録番号)	事業年	期別	県税				
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼												
延滞金額	円			合計金額		円					領収日付印	
納税者	(住所等非表示払込書) 様											
コンビニ収納用	<small>(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行</small>											
主管所名	広島県 県税事務所			広島県保管/コンビニ等本部控								
取りまとめ店												

広島県 納付書 ㊦											
口座記号番号											
加入者名											
納付番号											
確認番号	納付区分	賦課年度									
納期限	年 月 日										
課税標準 (登録番号)	事業年		納税通知書番号	期別							
県税											
税額	円										
延滞金額	円										
合計金額	円										
納税者	様										
主管所名	広島県 県税事務所			領収日付印							
備考											
<small>金融機関/郵便局保管 コンビニ等店備控</small>											

広島県 自動車税納税通知書兼領収証書 ㊦											
課税年度	課税標準 (登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税						
様											
切り取らないでお出しください。											
納期限	年 月 日			税額	円						
				延滞金額	円						
				合計金額	円						
上記の税額を納期限までに納入してください。											
年 月 日 広島県 県税事務所長											
上記の金額を領収しました。											
領収日付印											
収入印紙不要											
<small>納税者保管</small>											

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- この自動車税は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しをを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納
付
場
所

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 300 504 338"><u>様式第5号の11</u> 削除</p>	<p data-bbox="1131 300 1489 338"><u>様式第5号の11</u> (第6条関係)</p>

別記様式第六号の二の二を次のように改める。

様式第6号の2の2（第6条関係）

(表)

広島県 個人事業税領収済通知書 ㊦ ㊧											
加入者名			口座記号番号			合計金額			円		
収納機関番号		納付番号			確認番号		納付区分				
納期限	年	月	日	賦課年度	県税	賦課番号	所得内訳	期別			
延滞金額 円				合計金額 円				領収日付印			
納組コード				金融機関コード				領収者 様 (ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 広島県保管/コンビニ等本部控			
納税者 (住所等非表示払込書)											
コンビニ収納用											
主管所名		広島県 県税事務所									
取りまとめ店											

広島県 納付書 ㊦ ㊧			
口座記号番号			
加入者名			
納付番号			
賦課番号			
賦課年度		期別	
納期限		年 月 日	
税 額 円			
延滞金額 円			
合計金額 円			
納税者 様			
主管所名		領収日付印	
広島県 県税事務所			
備考			
金融機関/郵便局保管 コンビニ等店誘控			

広島県 個人事業税領収証書 ㊦ ㊧				
賦課年度 年度	所得内訳 年分	事業種別 第 種	賦課番号	納税通知書番号
様				
納期限 年 月 日		期別 2期	税 額 円	
			延滞金額 円	
			合計金額 円	
上記の金額を領収しました。 領収日付印				
広島県 県税事務所				
収入印紙不要				

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第六号の三の四を次のように改める。

様式第6号の3の4（第6条関係）

(表)

広島県 領収済通知書 ㊦ ㊧										
加入者名	口座記号番号			合計金額	円					
収納機関番号	納付番号			確認番号	納付区分					
納期限	年	月	日	賦課年度	賦課番号(登録番号)	事業年	期別	県税		
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼										
延滞金額	円		合計金額		円					領収日付印
納税者	(住所等非表示払込書) 様									
コンビニ収納用	<small>(ご注意)</small> バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。収納代行									
主管所名	広島県 県税事務所		広島県保管/コンビニ等本部控							
取りまとめ店										

広島県 納付書 ㊦									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
確認番号	納付区分	賦課年度							
納期限	年		月		日				
賦課番号(登録番号)	期別								
事業年	納税通知書番号								
県税									
税額	円								
延滞金額	円								
合計金額	円								
納税者	様								
主管所名	広島県 県税事務所		領収日付印						
備考									
<small>金融機関/郵便局保管 コンビニ等店舗控</small>									

領収証書 ㊦									
賦課年度	賦課番号(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税				
様									
切り取らないでお出しいください。									
納期限	年		月		日				
税額	円								
延滞金額	円								
合計金額	円								
上記の金額を領収しました。									
領収日付印									
収入印紙不要									
広島県 県税事務所									
<small>◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。 収納代行</small>									
<small>納税者保管</small>									

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

納付場所	
------	--

改正後	改正前
様式第10号の4 (略)	様式第10号の4 (略) <u>様式第10号の5 (第6条関係)</u>

別記様式第十一号の六の三を次のように改める。

様式第 11 号の 6 の 3 (第 6 条関係)

(表)

広島県 領収済通知書 (公)									
加入者名	口座記号番号			合計金額		円			
収納機関番号	納付番号		確認番号		納付区分				
納期限	年	月	日	賦課年度	賦課番号(登録番号)	事業年	期別	県税	
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼									
延滞金額	円	円	合計金額	円	領収日付印				
納税者	(住所等非表示払込書) 様								
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 広島県保管/コンビニ等本部理								
主管所名	広島県	県税事務所							
取りまとめ店									

広島県 納付書 (公)									
口座記号番号	加入者名			納付番号					
確認番号	納付区分	賦課年度							
納期限	年		月	日					
賦課番号(登録番号)	期別								
事業年	納税通知書番号								
県税									
税額	円								
延滞金額	円								
合計金額	円								
納税者	様								
主管所名	広島県	領収日付印							
備考									

督促状兼領収証書 (公)									
賦課年度	賦課番号(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税				
様									
切り取らないでお出しください。									
納期限	年		月	日	税額	円			
					延滞金額	円			
					合計金額	円			
上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。上記の金額を領収しました。									
					領収日付印				
					広島県 県税事務所長				
◎裏面をお読みください。◎金額を訂正すると納付できません。									
収入印紙不要					納税者保管				

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに滞納税額及び延滞金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならないこととなります。
なお、納付されるときは、この督促状を切り離さずに納付場所に持参してください。
- 2 延滞金の計算方法
 - (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
 - (2) 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第16号の7 (第11条、第25条の2、第30条、第52条の10関係) (略)

様式第20号の3 (第14条関係)

(略)			
自動車税減免申請書			
(略)			
(略)			
年度	_____	税額	_____
(略)			

備考 (略)

改正前

様式第16号の7 (第11条、第25条の2、第30条、第52条の10、第53条の2関係) (略)

様式第20号の3 (第14条関係)

(略)				
自動車税減免申請書				
(略)				
(略)				
年度	環境性能割		種別割	
_____	税額	_____	税額	_____
(略)				

備考 (略)

別記様式第二十一号の二及び別記様式第二十一号の二の二中「標準検査別冊」を「標準検査」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第21号の3 (第14条関係)

(表)

(略)

減免決定通知書

(略)

区 分		自 動 車 税
当 初 の 税 額		円
減 免 す る 税 額		円
差 引 税 額		円

(略)

(略)

備考 (略)
(裏) (略)

改正前

様式第21号の3 (第14条関係)

(表)

(略)

減免決定通知書

(略)

区 分		種 別 割	環 境 性 能 割
当 初 の 税 額		円	円
減 免 す る 税 額		円	円
差 引 税 額		円	円

(略)

(略)

備考 (略)
(裏) (略)

様式第 21 号の 3 の 2 (第 14 条関係)

(表)

(略)	(略)	
	減免決定通知書	
	(略)	
	(略)	
	区 分	自 動 車 税
	当初の税額	円
減免する税額	円	
差引税額	円	
(略)		

備考 (略)

(裏) (略)

様式第 21 号の 3 の 2 (第 14 条関係)

(表)

(略)	(略)		
	減免決定通知書		
	(略)		
	(略)		
	区 分	種 別 割	環 境 性 能 割
	当初の税額	円	円
減免する税額	円	円	
差引税額	円	円	
(略)			

備考 (略)

(裏) (略)

別記様式第二十一号の四中「母母~~母~~母~~母~~母~~母~~母」を「母母~~母~~母」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第28号の2 (第18条関係)

(略) 更正の請求書 (略)			
(略)	更正の 請求前①	更正の 請求後②	差引額 (①-②)
			円
			円
(略)	(略)	(略)	円
			円
			円
(略)			

(注) 1-3 (略)

4 更正請求前後の金額の異動が参照できる資料を添付してください。

備考 (略)

改正前

様式第28号の2 (第18条関係)

(略) 更正の請求書 (略)			
(略)	更正の請求前	更正の請求後	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

(注) 1-3 (略)

4 参考となる事項に資料がある場合は、これを添付してください。

備考 (略)

別記様式第三十七号中「~~母線~~」を「~~母線~~・~~母線~~」に改める。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後

様式第48号の4（第27条の2関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア 住宅（床面積が~~40㎡~~以上240㎡以下）の新築 1,200万円

イ 長期優良住宅（床面積が40㎡以上240㎡以下）の新築 1,300万円（令和8年4月1日から令和13年3月31日までの取得に限る。）

※ 令和8年3月31日までに取得した住宅は50㎡（戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡）となります。

(2) (略)

ア (略)

イ 床面積が40㎡以上240㎡以下のもの。（令和8年3月31日までに取得した住宅は50㎡以上240㎡以下のもの）

ウ (略)

4 (略)

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年（令和13年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年）以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合（土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。）

イ・ウ (略)

(2)―(4) (略)

5 (略)

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

（ただし、令和13年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満

改正前

様式第48号の4（第27条の2関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア 住宅（床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上240㎡以下）の新築 1,200万円

イ 長期優良住宅（床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上240㎡以下）の新築 1,300万円（平成21年6月4日から令和8年3月31日までの取得に限る。）

(2) (略)

ア (略)

イ 床面積が50㎡以上240㎡以下のもの

ウ (略)

4 (略)

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年（令和8年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年）以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合（土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。）

イ・ウ (略)

(2)―(4) (略)

5 (略)

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

（ただし、令和8年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満

たす場合には6月が1年になります。)

(2)―(5) (略)

6―9 (略)

付表 (略)

たす場合には6月が1年になります。)

(2)―(5) (略)

6―9 (略)

付表 (略)

別記様式第四十八号の十八中「令世〇世〇日〇日」を「令世〇世〇日〇日」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第79号 削除</p>	<p><u>様式第79号 (第53条関係)</u></p> <p><u>様式第79号の2 (第53条の2 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の3 (第53条の2 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の4 (第53条の2 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の5 (第53条の3 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の6 (第53条の3 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の7 (第53条の3 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の8 (第53条の3 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の9 (第53条の3 関係)</u></p> <p><u>様式第79号の10 (第53条の3 関係)</u></p>

に納税済印を押印し、条例第六十八條第一項の規定により知事が定める関係書類に納税済印を押印し若しくは合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四條第二項（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和二十九年広島県条例第四十二号）第二條において準用する場合を含む。）の規定により証紙に検印をしようとするとき又は調定額を減額しようとするときは、次に掲げる決議書によつて調定しなければならぬ。

一 自動車税納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書 別記様式第七十三号

二 自動車税（証紙徴収分）納付異動決議書 別記様式第七十三号の三

三（略）

10・11（略）

（調定の整理及び収入手続）

第十二条（略）

一―五（略）

五の二 自動車税調定決議書兼調定異動集計書 別記様式第五十八号

五の三―七（略）

八 自動車税納付決議書兼調定集計書 別記様式第七十三号の二

九・十（略）

（徴収猶予の手続等）

第十五条 県税事務所長等は、法第十五條第一項若しくは第二項、法第十五條の四第一項、法第五十五條の二第一項本文、法第七十二條の三十八の二第二項若しくは第六項、法第七十二條の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第七十三條の二十五第一項（法附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三條の二十七の二第二項、法第七十三條の二十七の三第二項、法第七十三條の二十七の四第二項（法第七十三條の二十七の五第二項及び法第七十三條の二十七の七第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三條の二十七の六第二項、法第四百四十四條の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により徴収猶予をするとき又は法第十五條第四項若しくは法第七十二條の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により徴収猶予の期間延長を

に納税済印を押印し、条例第六十八條第一項の規定により知事が定める関係書類に納税済印を押印し若しくは合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四條第二項（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和二十九年広島県条例第四十二号）第二條において準用する場合を含む。）の規定により証紙に検印をしようとするとき又は調定額を減額しようとするときは、次に掲げる決議書によつて調定しなければならぬ。

一 自動車税環境性能割・自動車税種別割納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書 別記様式第七十三号

二 自動車税種別割（証紙徴収分）納付異動決議書 別記様式第七十三号の三

三（略）

10・11（略）

（調定の整理及び収入手続）

第十二条（略）

一―五（略）

五の二 自動車税種別割調定決議書兼調定異動集計書 別記様式第五十八号

五の三―七（略）

八 自動車税環境性能割調定異動集計書 別記様式第八十一号の四

九 自動車税環境性能割・自動車税種別割納付決議書兼調定集計書 別記様式第七十三号の二

十・十一（略）

（徴収猶予の手続等）

第十五条 県税事務所長等は、法第十五條第一項若しくは第二項、法第十五條の四第一項、法第五十五條の二第一項本文、法第七十二條の三十八の二第二項若しくは第六項、法第七十二條の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第七十三條の二十五第一項（法附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三條の二十七の二第二項、法第七十三條の二十七の三第二項、法第七十三條の二十七の四第二項（法第七十三條の二十七の五第二項及び法第七十三條の二十七の七第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三條の二十七の六第二項、法第四百四十四條第二項、法第四百四十四條の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により徴収猶予をするとき又は法第十五條第四項若しくは法第七十二條の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によ

するときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一・二 (略)

三・四 (略)

2 県税事務所長等は、法第十五条第一項若しくは第二項、法第五十五条の二第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第四百四十四条の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により申請され、若しくは法第七十三条の二十五第一項、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の三第二項、法第七十三条の二十七の四第二項若しくは法第七十三条の二十七の六第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五条の三第一項（法第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十六第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一・三 (略)

(課税免除等の手続)
第二十二條 (略)

一 (略)

二 自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除承認（不承認）決議書 別記様式第百二十五号の二

三・四 (略)

り徴収猶予の期間延長をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一・二 (略)

三 自動車税環境性能割徴収猶予決議書 別記様式第百五号の三

四・五 (略)

2 県税事務所長等は、法第十五条第一項若しくは第二項、法第五十五条の二第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第四百四十四条の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により申請され、若しくは法第七十三条の二十五第一項、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の三第二項、法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の六第二項若しくは法第二百二十五条第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五条の三第一項（法第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十六第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、法第六十四条第四項若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてなければならない。

一・三 (略)

四 自動車税環境性能割徴収猶予取消し決議書 別記様式第百九号の二

(課税免除等の手続)
第二十二條 (略)

一 (略)

二 自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認（不承認）決議書 別記様式第百二十五号の二

三・四 (略)

2 総務局税務課長は、県税規則第五十三条の三の規定によつて通知をしようとするときは、次の各号に掲げる決議書によつて決議しなければならない。

一 自動車税環境性能割還付（を還付しない旨の）決議書 別記様式第百二十七号の三

2 | 4 (略)

2 | 10 (徴収嘱託及び受託手続等)
第三十二条 (略)

11 | 13 (略)

14 | 11 13 県税事務所長は、第十一項又は第十二項の規定によりした徴収の嘱託の全部又は一部を取り消すときは、別記様式第二百四十九号の四による県内徴収嘱託取消決議書によつて決議し、別記様式第二百四十九号の五による県内徴収嘱託取消通知書によつて当該嘱託先の県税事務所長に通知しなければならない。

15 | 11 13 県税事務所長は、第十一項又は第十二項の規定により徴収の嘱託を受けたとき又は当該徴収の嘱託の全部若しくは一部を取り消されたときは、別記様式第二百四十九号の六による県内徴収受託通知書又は別記様式第二百四十九号の七による県内徴収受託取消通知書によつて当該徴収の嘱託に係る納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

16 | 11 13 県税事務所長は、第十一項又は第十二項の規定による徴収の嘱託をした場合において、特に必要があるときは、当該嘱託先の県税事務所長と協議して直接滞納処分をすることができる。

附 則

3 (略)

- 二 自動車税環境性能割納付義務免除（の納付義務を免除しない旨の）決議書 別記様式第二百二十七号の四
- 三 自動車税環境性能割納付義務免除（還付）決議書 別記様式第二百二十七号の五
- 四 自動車税環境性能割の納付義務を免除（を還付）しない旨の決議書 別記様式第二百二十七号の六

3 | 5 (略)

2 | 10 (徴収嘱託及び受託手続等)
第三十二条 (略)

11 | 前各項の規定は、総務局税務課長が、県税規則第五十三条の四の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の滞納処分を行う徴収吏員（総務局税務課に勤務する者を除く。）に、滞納がある旨を通知し、又は当該徴収吏員が徴収した徴収金を処理する手続について準用する。この場合において、第七項中「歳入歳出外現金」とあるのは、「歳入金」と読み替えるものとする。

12 | 14 (略)

15 | 12 14 県税事務所長は、第十二項又は第十三項の規定によりした徴収の嘱託の全部又は一部を取り消すときは、別記様式第二百四十九号の四による県内徴収嘱託取消決議書によつて決議し、別記様式第二百四十九号の五による県内徴収嘱託取消通知書によつて当該嘱託先の県税事務所長に通知しなければならない。

16 | 12 14 県税事務所長は、第十二項又は第十三項の規定により徴収の嘱託を受けたとき又は当該徴収の嘱託の全部若しくは一部を取り消されたときは、別記様式第二百四十九号の六による県内徴収受託通知書又は別記様式第二百四十九号の七による県内徴収受託取消通知書によつて当該徴収の嘱託に係る納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

17 | 12 14 県税事務所長は、第十二項又は第十三項の規定による徴収の嘱託をした場合において、特に必要があるときは、当該嘱託先の県税事務所長と協議して直接滞納処分をすることができる。

附 則

3 (略)

4 | (東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等の取得に係る自動車税の還付の手続)
総務局税務課長は、県税規則附則第五条第二項の規定によつて通知をしようとするときは、同規則附則第六條第一項の規定によつて通知をしようとするときは附則別記様式第二号の決

議書によつて決議しなければならない。

5 | (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の手
続)

5 | 法附則第二十九条の九及び第二十九条の十
三の規定により、県が自動車税の環境性能割
の賦課徴収等の例により行うものとされる軽
自動車税の環境性能割の賦課徴収等に関する
事務に係る様式は、別記様式第四十号、別記
様式第七十号の二、別記様式第七十三号、別
記様式第七十三号の二、別記様式第八十一号
の四、別記様式第一百五号の三、別記様式第百
九号の二、別記様式第二百二十七号の三、別記
様式第二百二十七号の四、別記様式第二百二十七
号の五及び別記様式第二百二十七号の六の様式
によるものとする。この場合、「自動車税環
境性能割」とあるのは、「軽自動車税環境性
能割」と、「登録番号」とあるのは、「車両番
号」と読み替えるものとする。

6 | (東日本大震災による被災自動車等の代替軽
自動車等の取得に係る軽自動車税の環境性能
割の還付の手続)

6 | 総務局税務課長は、県税規則附則第九条第
二項の規定によつて通知をしようとするとき
は、附則別記様式第三号の決議書によつて決
議しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>様式第40号 削除</p>	<p><u>附則別記様式第1号</u>（附則第4項関係） <u>附則別記様式第2号</u>（附則第4項関係） <u>附則別記様式第3号</u>（附則第6項関係） <u>様式第40号</u>（第8条関係）</p>

別記様式第五十八号中「自動車税種別割調定決議書兼調定異動集計書」を「自動車税調定決議書兼調定異動集計書」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第70号 (略)

様式第73号 (第11条関係)

(略)	自動車税納付異動決議書			(略)
(略)	(略)			
	自動車税	(略)	(旧)自動車税 環境性能割	
(略)				
自動車税	(略)			
(旧)自動車税 環境性能割	(略)			

備考 1 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。
2 自動車税には(旧)自動車税種別割を含む。

様式第73号の2 (第12条関係)

(略)	自動車税納付決議書兼調定集計書			(略)
(略)	(略)	自動車税	(旧)自動車税環境性能割	(略)
	(略)			
(略)				

備考 1 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。
2 自動車税には(旧)自動車税種別割を含む。

改正前

様式第70号 (略)

様式第70号の2 (第11条関係)

様式第73号 (第11条関係)

(略)	自動車税環境性能割・自動車税 種別割 納付異動決議書			(略)
(略)	(略)			
	自動車税 種別割	(略)	自動車税 環境性能割	
(略)				
自動車税 種別割	(略)			
自動車税 環境性能割	(略)			

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

様式第73号の2 (第12条関係)

(略)	自動車税環境性能割・自動車税 種別割納付決議書兼調定集計書			(略)
(略)	(略)	自動車税種別割	自動車税環境性能割	(略)
	(略)			
(略)				

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

別記様式第七十三号の三中「自動車税種別割（証紙徴収分）納付異動決議書」や「自動車税（証紙徴収分）納付異動決議書」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第81号の2から様式第81号の4まで 削除

様式第83号 (第13条関係)

その1 (略)

その2			
(略)			
(略)			
(略)			
自動車税	(略)		自動車
(略)			
産業廃棄物 埋立税	(略)		
宿泊税	現滞計	_____	宿泊
備考 (略)			

その3

(略)				
(略)				
旧法 による 税	(略)	(略)	(略)	(略)
	自動車税	(略)	(略)	(略)
	自動車税 環境性能割	現滞計	_____	自環境
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
備考 (略)				

改正前

様式第81号の2及び様式第81号の3 削除

様式第81号の4 (第12条関係)

様式第83号 (第13条関係)

その1 (略)

その2			
(略)			
(略)			
自動車税 環境性能割	現滞計	_____	自環境
(略)			
自動車税 種別割	(略)		自種別
(略)			
産業廃棄物 埋立税	(略)		
備考 (略)			

その3

(略)				
(略)				
旧法 による 税	(略)	(略)	(略)	(略)
	自動車税	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
備考 (略)				

その4

(略)

(略)

(証紙収入・証紙代金収納計器収入)

自動車税	(略)	自動車
(旧)自動車税環境性能割	(略)	(略)
(略)		

(現金出納検査調書の額)

(略)

利子割 清算金	_____	利 清
地方消費税 清算金	(略)	地 清

(略)

備考 (略)

その5 (略)

その4

(略)

(略)

(証紙収入・証紙代金収納計器収入)

自動車税 種別割	(略)	自 種 別
自動車税 環境性能割	(略)	(略)
自動車税	_____	自 動 車
自動車取得税	_____	自 取
(略)		

(現金出納検査調書の額)

(略)

地方消費税 清算金	(略)	清

(略)

備考 (略)

その5 (略)

別記様式第百一号を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="237 300 461 331">様式第105号 (略)</p> <p data-bbox="237 491 461 523">様式第109号 (略)</p>	<p data-bbox="1133 300 1357 331">様式第105号 (略)</p> <p data-bbox="1133 363 1402 395"><u>様式第105号の2</u> 削除</p> <p data-bbox="1133 427 1491 459"><u>様式第105号の3</u> (第15条関係)</p> <p data-bbox="1133 491 1357 523">様式第109号 (略)</p> <p data-bbox="1133 555 1491 587"><u>様式第109号の2</u> (第15条関係)</p>

別記様式第二百二十五号の二中「母音母音」を「母音」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第127号の3から様式第127号の6まで 削除</p>	<p><u>様式第127号の3</u> (第22条関係)</p> <p><u>様式第127号の4</u> (第22条関係)</p> <p><u>様式第127号の5</u> (第22条関係)</p> <p><u>様式第127号の6</u> (第22条関係)</p>

(証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第三条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前												
	<p>第一條 この規則は、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)第百十九條第四項の規定に基づき、自動車税の払込みに係る証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一條 この規則は、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)第百十四條の五第五項及び第百十九條第四項の規定に基づき、自動車税の環境性能割の納付(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第二十九條の十二の規定により、当分の間、自動車税の環境性能割の納付の例によるものとされる軽自動車税の環境性能割の納付を含む。)及び自動車税の種別割の払込みに係る証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>												
	<p>(趣旨)</p> <p>第一條 この規則は、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)第百十九條第四項の規定に基づき、自動車税の払込みに係る証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一條 この規則は、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)第百十四條の五第五項及び第百十九條第四項の規定に基づき、自動車税の環境性能割の納付(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第二十九條の十二の規定により、当分の間、自動車税の環境性能割の納付の例によるものとされる軽自動車税の環境性能割の納付を含む。)及び自動車税の種別割の払込みに係る証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>												
	<p>(収納印及び納税済印の様式)</p> <p>第三條 條例第百十九條第三項前段に規定する収納印の様式は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 條例第百十九條第三項後段に規定する納税済印の様式は、別記様式第二号によるものとする。</p>	<p>(収納印及び納税済印の様式)</p> <p>第三條 條例第百十四條の五第三項前段及び第百十九條第三項前段に規定する収納印の様式は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 條例第百十四條の五第三項後段及び第百十九條第三項後段に規定する納税済印の様式は、別記様式第二号によるものとする。</p>												
	<p>(納税済証の交付)</p> <p>第四條 知事は、納税者が條例第百十九條第三項前段の規定により申告書又は修正申告書に収納印の表示を受けて税金を払い込み、又は納付した場合において、当該納税者から納税済証の交付の請求があつたときは、別記様式第三号による納税済証を交付するものとする。</p> <p>2 知事は、條例第百十九條第三項後段の規定により申告書又は修正申告書に納税済印を押印したときは、別記様式第四号による納税済証を納税者に交付するものとする。</p>	<p>(納税済証の交付)</p> <p>第四條 知事は、納税者が條例第百十四條の五第三項前段又は第百十九條第三項前段の規定により申告書又は修正申告書に収納印の表示を受けて税金を払い込み、又は納付した場合において、当該納税者から納税済証の交付の請求があつたときは、別記様式第三号又は別記様式第三号の二による納税済証を交付するものとする。</p> <p>2 知事は、條例第百十四條の五第三項後段又は第百十九條第三項後段の規定により申告書又は修正申告書に納税済印を押印したときは、別記様式第四号による納税済証を納税者に交付するものとする。</p>												
	<p>(収納印表示手数料)</p> <p>第十四條 (略)</p>	<p>(収納印表示手数料)</p> <p>第十四條 (略)</p>												
	<table border="1"><tr><td>三億円以下の金額</td><td>一、〇〇〇分の三十一</td></tr><tr><td>三億円を超え四億円以下の金額</td><td>一、〇〇〇分の一五・四</td></tr><tr><td>四億円を超える金額</td><td>一、〇〇〇分の六・一</td></tr></table>	三億円以下の金額	一、〇〇〇分の三十一	三億円を超え四億円以下の金額	一、〇〇〇分の一五・四	四億円を超える金額	一、〇〇〇分の六・一	<table border="1"><tr><td>一五億円以下の金額</td><td>一、〇〇〇分の一一</td></tr><tr><td>一五億円を超え二〇億円以下の金額</td><td>一、〇〇〇分の五・五</td></tr><tr><td>二〇億円を超える金額</td><td>一、〇〇〇分の二・二</td></tr></table>	一五億円以下の金額	一、〇〇〇分の一一	一五億円を超え二〇億円以下の金額	一、〇〇〇分の五・五	二〇億円を超える金額	一、〇〇〇分の二・二
三億円以下の金額	一、〇〇〇分の三十一													
三億円を超え四億円以下の金額	一、〇〇〇分の一五・四													
四億円を超える金額	一、〇〇〇分の六・一													
一五億円以下の金額	一、〇〇〇分の一一													
一五億円を超え二〇億円以下の金額	一、〇〇〇分の五・五													
二〇億円を超える金額	一、〇〇〇分の二・二													

2

(略)

2

(略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第3号 (第4条関係)

自動車税納税済証		
(略)	(略)	
	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 欠番 4. リース車 <input type="checkbox"/> 5. 欠番 6. その他()	
税 額	, , 00円	
(略)	(略)	
(注) (略)	(略)	
備考 (略)	(略)	

様式第4号 (第4条関係)

納 税 済 証		
(略)		
納 付 額	自 動 車 税	
	円	
(略)		
備考 (略)		

改正前

様式第3号 (第4条関係)

自動車環境性能割・自動車税種別割納税済証		
(略)	(略)	
	環境性能割	税額① , , 00円
	種別割	税額② , , 00円
納付額 ① + ②	, , 00円	
(注) (略)	(略)	
備考 (略)	(略)	

様式第3号の2 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

納 税 済 証			
(略)			
納 付 額	自 動 車 税		軽自動車税
	環境性能割	種別割	
	円	円	円
(略)			
備考 (略)			

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則(令和三年広島県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第3号 (第3条関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1—8 (略)

9 この計算書とともに従業員名簿及び新增設 (取得等を) した
特別償却設備に従事する者の配置図を添付してください。

備考 (略)

改正前

様式第3号 (第3条関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1—8 (略)

備考 (略)

(広島県行政組織規則の一部改正)

第五条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(各課の分掌事務) 第三十二条 (略) 広島県西部県税事務所 税務管理課―不動産税課 (略) 自動車税課</p> <p>一 自動車税及び同税に係る税外収入の賦課に関する事 二 自動車税の課税標準の調査に関する事 三 自動車税に係る犯則取締りに関する事 四 証紙徴収に係る自動車税の申告書(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)別表に掲げる広島運輸支局所管の自動車に係るものに限る。)の受付に関する事</p> <p>五 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号)第四条の自動車税の徴収に関する事</p> <p>宿泊税課 (略) 広島県東部県税事務所 税務管理課―課税第一課 (略) 課税第二課</p> <p>一 不動産取得税、自動車税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関する事 二 不動産取得税、自動車税及び固定資産税の課税標準の調査に関する事 三 不動産取得税、自動車税及び固定資産税に係る犯則取締りに関する事 四 証紙徴収に係る自動車税の申告書(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第三に掲げる福山自動車検査登録事務所所管の自動車に係るものに限る。)の受付に関する事</p> <p>五 (略)</p> <p>広島県北部県税事務所 (略)</p>	<p>(各課の分掌事務) 第三十二条 (略) 広島県西部県税事務所 税務管理課―不動産税課 (略) 自動車税課</p> <p>一 自動車税の種別割及び同税に係る税外収入の賦課に関する事 二 自動車税の種別割の課税標準の調査に関する事 三 自動車税の種別割に係る犯則取締りに関する事 四 証紙徴収に係る自動車税及び軽自動車税(環境性能割に限る。)(以下「自動車税等」という。)の申告書(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)別表に掲げる広島運輸支局所管の自動車に係るものに限る。)の受付に関する事</p> <p>五 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年広島県条例第三十八号)第四条の自動車税の種別割の徴収に関する事</p> <p>宿泊税課 (略) 広島県東部県税事務所 税務管理課―課税第一課 (略) 課税第二課</p> <p>一 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関する事 二 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税の課税標準の調査に関する事 三 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税に係る犯則取締りに関する事 四 証紙徴収に係る自動車税等の申告書(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第三に掲げる福山自動車検査登録事務所所管の自動車に係るものに限る。)の受付に関する事</p> <p>五 (略)</p> <p>広島県北部県税事務所 (略)</p>

<p>(分室の分掌事務) 第三十五条 (略)</p> <p>一六 (略)</p> <p>七 自動車税の減免に関する事 八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(分室の各課の分掌事務) 第三十七条 広島県西部県税事務所東広島分室 納税課</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 自動車税の減免に関する事。 九 (略)</p> <p>不動産評価課・軽油調査課 (略)</p>	<p>(分室の分掌事務) 第三十五条 (略)</p> <p>一六 (略)</p> <p>七 自動車税等の減免に関する事。 八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(分室の各課の分掌事務) 第三十七条 広島県西部県税事務所東広島分室 納税課</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 自動車税等の減免に関する事。 九 (略)</p> <p>不動産評価課・軽油調査課 (略)</p>
--	---

(広島県会計規則の一部改正)

第六条 広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納代理金融機関における収納事務の範囲)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 利子割清算金 二 八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の方法) 第十一条 (略)</p> <p>2 収支等命令者は、前項の調定をしたときは、納入義務者に対して、別記様式第六号による納入通知書により納入の通知をしなければならない。ただし、利子割清算金、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県債若しくは滞納処分費又は公金振替書により収入する歳入については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計管理者又は廃出納員等は、指定金融機関をして、第二項ただし書の規定により納入通知書を発しない利子割清算金、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県債又は滞納処分費を収納せよとするときは、別記様式第七号による収納通知書を指定金融機関に交付しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(収納代理金融機関における収納事務の範囲)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の方法) 第十一条 (略)</p> <p>2 収支等命令者は、前項の調定をしたときは、納入義務者に対して、別記様式第六号による納入通知書により納入の通知をしなければならない。ただし、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県債若しくは滞納処分費又は公金振替書により収入する歳入については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計管理者又は廃出納員等は、指定金融機関をして、第二項ただし書の規定により納入通知書を発しない地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県債又は滞納処分費を収納せよとするときは、別記様式第七号による収納通知書を指定金融機関に交付しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

<p>(現金の整理区分) 第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一一十一 (略)</p> <p>十二・十三 (略)</p>	<p>(現金の整理区分) 第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一一十一 (略)</p> <p>十二 軽自動車税の環境性能割</p> <p>十三・十四 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(自動車税に関する経過措置)
- 2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 4 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 5 第一条の規定による改正前の広島県税規則、第二条の規定による改正前の広島県税事務取扱規則、第三条の規定による改正前の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則及び第四条の規定による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、それぞれ第一条の規定による改正後の広島県税規則、第二条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則、第三条の規定による改正後の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則及び第四条の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。